

ちば浄化槽水守りパートナー認定制度の創設について

1 趣旨と背景

浄化槽法の規定により、浄化槽管理者は、保守点検、清掃の実施に加え、指定検査機関が実施する法定検査の受検が義務付けられていますが、本県は、全国に比べて法定検査の受検率が低く、受検率の向上が喫緊の課題となっています。

県では、受検率の向上に向けて、法定検査の効率化を目的としたBOD検査(※)の導入や、未受検者を対象とした指導文書の送付など様々な取組を進めていますが、新たな取組として、浄化槽保守点検業者を対象とした認定制度の創設を検討しています。

保守点検業者は、浄化槽の保守点検を通じて、浄化槽の適正な管理の方法や法定検査の必要性について浄化槽管理者に説明しやすい立場にあるとともに、BOD検査において一部の業務を実施するなど、浄化槽の維持管理において重要な役割を担っています。

今回、このような取組を積極的に行う保守点検業者を後押しするため、『ちば浄化槽水守り（みまもり）パートナー認定制度』を創設しようとするものです。

※ BOD検査：法第11条に基づく法定検査の効率化を目的として導入した検査手法で、水の汚れの指標である「BOD」の分析を主体とするもの。分析試料の採取は保守点検業者が行う。

2 制度の概要

- (1) 千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例に基づき登録を受けている保守点検業者であって、浄化槽の適正な維持管理の方法や法定検査の必要性について浄化槽管理者に説明を行っていること、BOD検査を実施できる体制を確保していることなどの要件を満たす者を、『ちば浄化槽水守りパートナー』として認定します。
- (2) 県は、『ちば浄化槽水守りパートナー』として認定した者に対し、認定証を交付するとともに、県ホームページにおいて、認定した者の名称等を公表します。
- (3) 認定を受けた者は、認定マークの使用が認められます。
- (4) 本制度は、実施要綱を制定し、運用します。

3 施行予定日

令和8年11月1日